

○大多喜町東京線高速バス通学費補助金交付要綱

令和2年3月23日

告示第26号

改正 令和2年5月28日告示第59号

令和2年6月30日告示第69号

(趣旨)

第1条 この要綱は、勝浦東京間の高速バス(以下「東京線高速バス」という。)を利用する通学者の利便性の向上及び通学者世帯の負担軽減を図ることにより定住化を促進するため、予算の範囲内において、大多喜町補助金等交付規則(昭和55年規則第12号)及びこの要綱に基づき、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、本町に居住し、本町の住民基本台帳に記載されている者で、通学、進学又は就職のために東京線高速バスを利用する学生とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、浜松町・東京駅から木更津金田バスターミナル間のアクアライン共通回数券(以下「回数券」という。)の購入に要する経費とする。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、回数券1冊当たり6,000円とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東京線高速バス通学費補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 学生証の写し又は入学許可証の写し
- (2) 購入した回数券

2 町長は、前項の規定により提出された回数券に「学生」と表示し、申請者に返還しなければならない。

(額の確定)

第6条 町長は、前条の報告書の提出があったときは、その内容を審査して交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

（払戻し、譲渡等の禁止）

第7条 申請者は、補助を受けて購入した回数券の払戻し又は譲渡、贈与若しくは貸与（以下「払戻等」という。）をしてはならない。

（補助金の返還）

第8条 偽りその他不正な手段により回数券を購入した者又は払戻等をした者は、当該補助に係る費用の全部又は一部を町長に返還しなければならない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年5月28日告示第59号）

この告示は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日告示第69号）

この告示は、公示の日から施行する。